

行旅病人及行旅死亡人取扱法(抄)

明三二・三・二八
法律九三
最終改正 昭六一法律一〇九

〔定義〕

第一条 此ノ法律ニ於テ行旅病人ト称スルハ歩行

ニ堪ヘサル行旅中ノ病人ニシテ療養ノ途ヲ有セ
ス且救護者ナキ者ヲ謂ヒ行旅死亡人ト称スルハ

行旅中死亡シ引取者ナキ者ヲ謂フ

② 住所、居所若ハ氏名知レス且引取者ナキ死亡
人ハ行旅死亡人ト看做ス

③ 前二項ノ外行旅病人及行旅死亡人ニ準スヘキ
者ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

〔市町村の義務〕

第二条 行旅病人ハ其ノ所在地市町村之ヲ救護ス
ヘシ

② 必要ノ場合ニ於テハ市町村ハ行旅病人ノ同伴
者ニ対シテ亦相当ノ救護ヲ為スヘシ

〔関係者への通知及び引取手続〕

第三条 行旅病人又ハ其ノ同伴者ヲ救護シタルト

キハ市町村ハ速ニ扶養義務者又ハ第五条ニ掲ケ
タル公共団体ニ通知シ之ヲ引取ラシムルノ手続

ヲ為スヘシ